

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 都市計画の変更(二件)……………一
- …(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)…一
- 都市計画事業の認可(二件)……………一
- …(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…一
- 建築基準法による道路位置の指定(五件)……………二
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…二
- 平成二十八年におけるまぐろはえ縄漁業の許可等
- の申請期間等……………(産業労働局農林水産部水産課)…三
- 平成二十八年におけるかつお・まぐろ釣り漁業の
- 許可等の申請期間等……………(同)…三
- 平成二十八年の小笠原海域におけるさんご漁業の
- 許可等の申請期間等……………(同)…三
- 開発行為に関する工事完了(二件)……………三
- …(都市整備局多摩
- 建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)…三
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………四
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)…四
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………四
- …(同)…四
- 大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出……………五
- …(同)…五
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………(下水道局)…五

## 告示

### ●東京都告示第千三十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十八年五月三十日

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都都市計画地区計画

臨海副都心有 変更する部分

明南地区地区 計画

江東区有明三丁目地内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二 十一階北側)及び江東区役所

### ●東京都告示第千四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により東京都市計画地区計画を変更したので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示し、同条第二項の規定により縦覧に供する。

平成二十八年五月三十日

東京都知事 外 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都市計画地区計画

臨海副都心有 変更する部分

明北地区地区 計画

江東区有明一丁目、有明二丁目、有明三丁目及び東雲二丁目各地内

二 関係図書の縦覧 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎二 十一階北側)及び江東区役所

### ●東京都告示第千四十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年五月三十日

東京都知事 外 添 要 一

一 施行者の名称 江戸川区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業江戸川第二・二・三十九号篠崎二丁目公園

三 事業施行期間 平成二十八年五月三十日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地 取用の部分 江戸川区篠崎町二丁目地内

使用の部分 なし

### ●東京都告示第千四十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定に基づき東京都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年五月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 施行者の名称 練馬区

二 都市計画事業の種類及び名称 東京都市計画公園事業第三・三・百二十二号練馬総合運動場公園

三 事業施行期間 平成二十八年五月三十日から平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地 練馬区練馬二丁目地内

取用の部分

使用の部分

なし

●東京都告示第千四十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による道路  
平成二十八 年五月十一 日  
西東京市泉町 三丁目千七百三十二番一の 一部  
延長 一八・九一  
幅員 四・〇〇

●東京都告示第千四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による道路  
平成二十八 年四月十五 日  
小金井市梶野 町四丁目四百五十二番十の 一部及び同番 十二  
延長 一五・三一  
幅員 四・〇〇

●東京都告示第千四十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による道路  
平成二十八 年四月二十 五日  
狛江市猪方三 丁目四百三番 一の一部  
延長 一五・四八  
幅員 四・〇〇

●東京都告示第千四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による道路  
平成二十八 年五月六日  
小平市仲町四 百七番十六か ら同番十九ま で  
延長 一三・二四  
幅員 四・二〇

●東京都告示第千四十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年五月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条	平成二十八	東久留米市南	延長
第一項第五号	年四月十五	町四丁目千八	一七・二二
の規定による	日	百二十三番三	幅員
道路		十四	〇・二六

●東京都告示第千四十八号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十八年におけるまぐろはえ縄漁業(小笠原村地先海面におけるものに限る。)の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年五月三十日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
平成二十八年六月一日から同月十五日まで
- 二 許可又は起業の認可をする数の最高限度  
二十八隻

●東京都告示第千四十九号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合

合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十八年におけるかつお・まぐろ釣り漁業(小笠原村地先海面におけるものに限る。)の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年五月三十日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
平成二十八年六月一日から同月十五日まで
- 二 許可又は起業の認可をする数の最高限度  
六十五隻

●東京都告示第千五十号

東京都漁業調整規則(昭和四十年東京都規則第六十号)第八条第二項(第二十一条第三項において準用する場合を含む。)及び第二十五条第一項の規定に基づき、平成二十八年の小笠原海域におけるさんご漁業(造礁さんごの採捕を目的とするものをいう。)の許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可又は起業の認可をする数の最高限度を次のとおり定めたので、同規則第八条第三項及び第二十五条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年五月三十日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
平成二十八年六月一日から同月十五日まで
- 二 許可又は起業の認可をする数の最高限度  
二隻

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年五月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

平成二十八年五月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
住所及び氏名

青梅市藤橋二丁目五百九十三番の二番一、同番地先、六百一十二番二の一部、六百二番一、同番二の一部及び六百三番

西東京市北原町三丁目二番

株式会社アーネストワン

代表取締役 松林 重行

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年五月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

平成二十八年五月三十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
住所及び氏名

多摩市南野二丁目三十一番四

神奈川県相模原市緑区橋本三丁目十一番八号

株式会社イーカム

代表取締役 角田 満

調布市入間町二丁目二十八番

新宿区西新宿三丁目十九番

二十及び同番二十一の各一部

二号

東日本電信電話株式会社  
 代表取締役 山村 雅之  
 目黒区下目黒六丁目十二番  
 二十五号  
 学校法人東京学園高等学校  
 理事長 榎 秀郎  
 小平市回田町百七十八番十、  
 小平市鈴木町一丁目四百七  
 同番十三及び百七十九番四  
 十二番地四十  
 誠賀建設株式会社  
 代表取締役 加賀美 誠

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出に  
 ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年五月三十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十八年五月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 ニトリ環七梅島店
- 二 店舗所在地 足立区梅島二丁目二百二十番一ほか
- 三 設置者名 株式会社ニトリホールディングス

四 設置者住所 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号

五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社イトーヨーカ堂ほか一名

六 新設をする日 平成二十九年一月三日

七 店舗面積の合計 一万一千七百六平方メートル

八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 四百四台

九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗東側ほか 二百四台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 百六十四平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 四十七・四八立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前八時ほか

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十一時ほか

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前七時三十分から午後十一時三十分までほか

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二か所 店舗北側ほか

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことがで  
 きる時間帯 午前六時から午後十一時まで

十七 届出日 平成二十八年五月二日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十九 縦覧期間 平成二十八年五月三十日から同年

九月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に  
 ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十八年五月三十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十八年五月三十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 前野町ショッピングセンター
- 二 店舗所在地 板橋区前野町四丁目二十一番二十二号
- 三 設置者名 株式会社特殊金属エクセル
- 四 設置者住所 豊島区目白一丁目四番二十五号
- 五 変更前の小売業者 イオンリテール株式会社

<p>の氏名又は名称 変更後の小売業者の氏名又は名称</p> <p>イオンリテール株式会社ほか三名</p>	<p>九月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p>	<p>東京都下水道局長 石原清次</p>
<p>七 変更日 平成二十七年十一月十八日</p> <p>八 届出日 平成二十八年四月十四日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p>	<p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 指定した事業者 指定番号 商号又は名称 代表者 事業所所在地</p> <p>五三二二 松栄設備工業株式会社 富沢里志 江東区亀戸五丁目四番六―一〇二号</p>
<p>十 縦覧期間 平成二十八年五月三十日から同年九月三十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出について 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第五項の規定により大規模小売店舗の廃止について届出があつたので、同條第六項の規定により次のとおり公告する。 平成二十八年五月三十日</p>	<p>五三一三 中村設備工業 中村治人 江東区新大橋二丁目二番八号</p>
<p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>東京都知事 舛添要一</p>	<p>五三一四 O・S・S住設 小山内克之 江戸川区篠崎町二丁目七番一号 イーストハイム篠崎一〇〇五</p>
<p>一 店舗名 （仮称）ニトリ足立区梅島店</p> <p>二 店舗所在地 足立区梅島二丁目二百二十番一ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社ニトリホールディングス</p> <p>四 設置者住所 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号</p> <p>五 変更前の設置者住所 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八十号</p> <p>六 変更後の設置者住所 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号</p> <p>七 変更日 平成二十四年十月一日</p> <p>八 届出日 平成二十八年四月二十六日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十 縦覧期間 平成二十八年五月三十日から同年</p>	<p>一 店舗名 （仮称）ニトリ足立区梅島店</p> <p>二 店舗所在地 足立区梅島二丁目二百二十番一ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社ニトリホールディングス</p> <p>四 店舗面積の合計 が千平方メートル以下となる日</p> <p>平成二十七年一月二十日</p>	<p>五三一五 株式会社 アイエス ビーサー ビス 國司学 中野区弥生町五丁目二十番一号</p>
<p>一 店舗名 （仮称）ニトリ足立区梅島店</p> <p>二 店舗所在地 足立区梅島二丁目二百二十番一ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社ニトリホールディングス</p> <p>四 設置者住所 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号</p> <p>五 変更前の設置者住所 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八十号</p> <p>六 変更後の設置者住所 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号</p> <p>七 変更日 平成二十四年十月一日</p> <p>八 届出日 平成二十八年四月二十六日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十 縦覧期間 平成二十八年五月三十日から同年</p>	<p>東京都指定排水設備工事事業者の指定について 東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七條の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七條の規定により公告する。 平成二十八年五月三十日</p>	<p>五三一六 株式会社 コーゲン 和田宣久 練馬区平和台四丁目二十六番八号 サ・グランデイール平和台1―7―02</p>
<p>一 店舗名 （仮称）ニトリ足立区梅島店</p> <p>二 店舗所在地 足立区梅島二丁目二百二十番一ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社ニトリホールディングス</p> <p>四 設置者住所 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号</p> <p>五 変更前の設置者住所 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八十号</p> <p>六 変更後の設置者住所 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号</p> <p>七 変更日 平成二十四年十月一日</p> <p>八 届出日 平成二十八年四月二十六日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十 縦覧期間 平成二十八年五月三十日から同年</p>	<p>東京都指定排水設備工事事業者の指定について 東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七條の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七條の規定により公告する。 平成二十八年五月三十日</p>	<p>五三一七 有限会社 長栄プラテック 内田長雄 八王子市絹ヶ丘三丁目三十四番十三号</p>
<p>一 店舗名 （仮称）ニトリ足立区梅島店</p> <p>二 店舗所在地 足立区梅島二丁目二百二十番一ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社ニトリホールディングス</p> <p>四 設置者住所 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号</p> <p>五 変更前の設置者住所 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八十号</p> <p>六 変更後の設置者住所 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号</p> <p>七 変更日 平成二十四年十月一日</p> <p>八 届出日 平成二十八年四月二十六日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十 縦覧期間 平成二十八年五月三十日から同年</p>	<p>東京都指定排水設備工事事業者の指定について 東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七條の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七條の規定により公告する。 平成二十八年五月三十日</p>	<p>五三一八 東洋電興株式会社 金田清尚 千代田区外神田二丁目八番四号</p>
<p>一 店舗名 （仮称）ニトリ足立区梅島店</p> <p>二 店舗所在地 足立区梅島二丁目二百二十番一ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社ニトリホールディングス</p> <p>四 設置者住所 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号</p> <p>五 変更前の設置者住所 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八十号</p> <p>六 変更後の設置者住所 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号</p> <p>七 変更日 平成二十四年十月一日</p> <p>八 届出日 平成二十八年四月二十六日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十 縦覧期間 平成二十八年五月三十日から同年</p>	<p>東京都指定排水設備工事事業者の指定について 東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七條の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七條の規定により公告する。 平成二十八年五月三十日</p>	<p>五三二二 株式会社 インストライト株式会社 小野沢一三 多摩市聖ヶ丘四丁目二十五番地の六</p>
<p>一 店舗名 （仮称）ニトリ足立区梅島店</p> <p>二 店舗所在地 足立区梅島二丁目二百二十番一ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社ニトリホールディングス</p> <p>四 設置者住所 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号</p> <p>五 変更前の設置者住所 北海道札幌市手稲区新発寒六条一丁目五番八十号</p> <p>六 変更後の設置者住所 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号</p> <p>七 変更日 平成二十四年十月一日</p> <p>八 届出日 平成二十八年四月二十六日</p> <p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十 縦覧期間 平成二十八年五月三十日から同年</p>	<p>東京都指定排水設備工事事業者の指定について 東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七條の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七條の規定により公告する。 平成二十八年五月三十日</p>	<p>五三二四 株式会社 HSP 高山龍 台東区下谷二丁目十一番三号</p>

五三二五 アクア技 重田 勝己 世田谷区成城三丁目  
 研株式会社 二十五番十一号

五三二六 オザテツ 尾崎 純 東久留米市下里六丁  
 ク 目五番十一号

五三二七 管機工業 牧 厚 豊島区南大塚一丁目  
 株式会社 二十番四号

五三二八 有限会社 伊藤 精一 台東区柳橋一丁目十  
 東邦マテ 二番十二号  
 リアル

五三二九 谷口設備 谷口 陽介 国分寺市東恋ヶ窪六  
 工業株式 丁目二十三番地三十  
 会社 八―一〇二

五三三〇 有限会社 中島 健蔵 世田谷区玉川台一丁  
 中島燃料 目二番十号

二 指定年月日  
 平成二十八年四月十四日

発行 東京都  
 東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
 電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

